Ⅳ　平成２９年度生涯学習課主要施策の概要

「生涯学習」の概念図

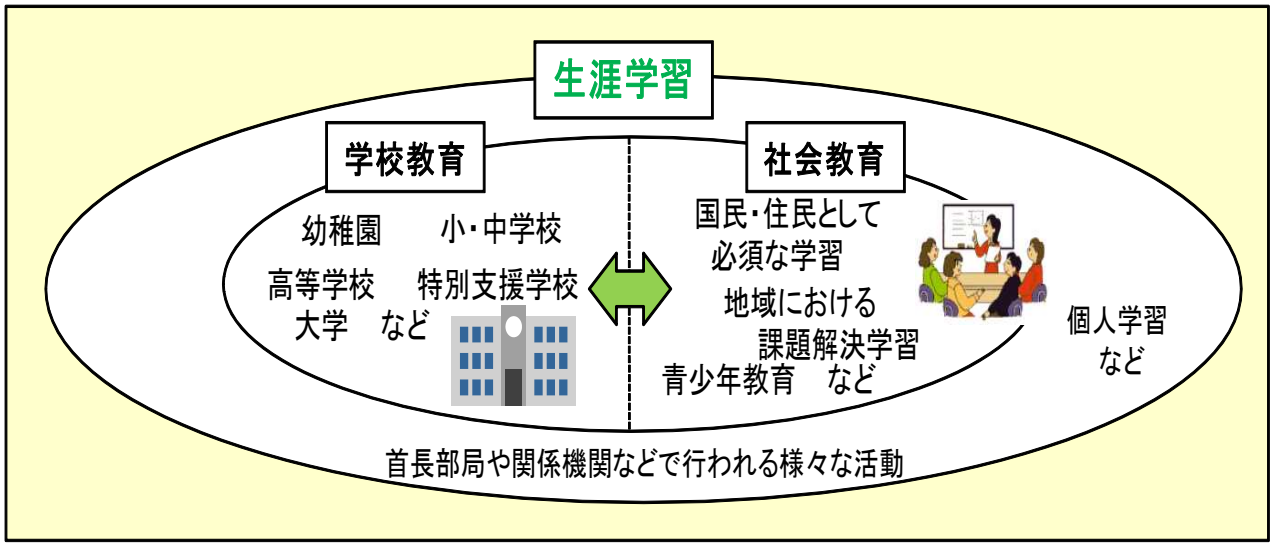

■　「生涯教育」について

「生涯学習」は、「生涯教育」を学習者の視点からとらえ直した考え方・理念であると言われることがあるが、これについては、昭和５６年の中央教育審議会答申（「生涯教育について」）でも明らかにされているように、「生涯学習」が生涯にわたって行われる「具体的な学習活動」を指すものであるのに対し、「生涯教育」が「考え方・理念」を表すものであるので、同質の対照的な概念として両者をとらえることは適切ではない。生涯教育という「考え方・理念」に対する概念としては、改正教育基本法第３条に新たに規定された「生涯学習の理念」が適切である。

（平成２０年中央教育審議会答申より）

１　本県の生涯学習の振興

平成２３年２月　宮崎県生涯学習審議会
「第二次宮崎県教育振興基本計画に係る生涯学習の在り方について」の答申から

(1)　生涯学習振興の方向性について

①　「基本的方向性」について

○　「人間力の向上」「宮崎ならではの学習資源の創出」「新しい公共の創造」の３つを規定。

②　「施策推進の視点」について

○　「生涯学習の推進」、「社会教育の充実」、「家庭教育の充実」、「学校教育の充実」「国際交流の推進」、「文化、スポーツの振興」の６つの施策について明示。

(2)　基本的方向性を充実させるための新たな考え方

①　「横の連携」の強化

地域コミュニティの機能低下が指摘される中、学校・家庭・地域が連携を基盤としながら、さらに地域の企業やＮＰＯ・市民団体等の「多様な主体」が一体となって、社会全体で教育に取り組む「横の連携」を強化することが、子どもたちの「人間力」を育むことにつながる。

「横の連携」を図るためには、地域の特性や力が積極的に生かされるよう、学校と地域、家庭と地域などが双方向に交流し、一体となった取組をすることが必要である。

そのためには、連携の核となるべき個人や団体を中心にしたネットワークの強化を図ることが必要である。

② 「縦の接続」の強化

知識基盤社会が今後一層進展する中、県民だれもが少年期から高齢期まで生涯を通じて質の高い教育や学習に取り組み、その成果を生かすことのできる社会の実現を図る必要がある。

例えば、学校教育を終えた後や、途中で中断した後に、学習者のニーズに応じて再度学校教育の場に戻り、様々な社会教育を受けたりする機会が設けられることなども必要である。

このようなことから、県民の各ライフステージにおける各種教育の充実や活動の場をつなぐための「縦の接続」を強化する必要がある。

(3) 「県民総ぐるみによる教育の推進」について

これからの変化の激しい社会に対応できるたくましく生き抜く力を育むために、学校だけで完結する教育だけではなく、学校・家庭・地域や企業・市民団体等が、それぞれの役割を果たしながら、一体となって教育を推進することが求められている。

このため、学校・家庭・地域や企業・市民団体等が一体となって家庭や地域の教育力を高め、子どもたちを健全に育む取組を進めることが必要なことから、以下の取組が考えられる。

① 学校・家庭・地域や企業・市民団体等が一体となって取り組む教育の推進

ア 「読書の県民総ぐるみ運動（家読運動）」「弁当の日」「早寝早起き朝ごはん運動」等の取組は、家族間の会話や感動の共有の場、物の価値や親への感謝など、心を豊かにする効果的な取組であり、県民総ぐるみで取り組む気運の醸成が求められる。

イ 学校・家庭・地域や企業・市民団体等が連携し、従来からの地域とのつながりを生かしながら、それぞれの責任と役割を果たし、教育的資源を相互に生かすことのできるネットワークづくりが重要である。

例えば、学校では、地域の窓口担当教職員を配置するとともに、地域教育の拠点としての場の提供をし、地域課題解決のために、退職教員等と連携した取組を行うことなどが考えられる。

② 家庭や地域の教育力の向上

ア 家庭の教育力を高めるためには、保護者や将来親となる青少年、祖父母や地域住民を対象とした学習機会を充実させ、子育て中の保護者同士が学び合える学習の内容と場の提供を工夫する必要がある。

イ 家庭教育や子どもの教育支援を行うボランティアの養成や学校で地域や家庭をつなぐコーディネーターを配置するなど、地域全体で子どもたちを育むシステムを構築する必要がある。

(4) 生涯を通じて学び、挑戦できる社会づくりの推進

人々は、生活の向上や自己実現のため、多様な学習の機会を求めており、県民一人一人がその生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、また、その成果を適切に生かすことのできる生涯学習社会の実現が求められている。

そこで、生涯学習社会の実現を目指すために、以下のような取組が考えられる。

① 生涯学習の振興

ア 学習活動を行う際に必要となる情報の収集・活用に関しては、県が設置している生涯学習課ホームページ「みやざき学び応援ネット」等を活用した県民への更なる周知が必要であり、使いやすさ、リンク先の工夫など改善を行う必要がある。

イ リカレント教育やキャリア教育に関しては、高等教育機関・職業能力開発機関等との連携を推進し、いつでも学べる環境を整備することが求められている。

ウ 公立図書館や公民館等については、県民の学習活動に重要な役割を果たしており、利便の向上に向けたなお一層の取組が求められる。例えば、知の拠点である図書館については、「居住地にかかわらず迅速な貸し出しを受けることのできるシステムの充実」「図書館の利用の困難な社会的弱者のためのサービスの充実」などが必要である。

② 社会教育の充実

ア 住民による地域づくりへの参画を促進していくためには、退職後に地域デビューをするのではなく、青少年期から地域行事等に関わるなど、県民だれもが地域社会の一員であるという意識をもち仲間づくりや世代間交流といった既存のネットワークを生かす取組や「新しい公共」の視点に立った、新たなネットワークの構築を図るなど地域づくりへの参加や参画の促進を図る必要がある。

イ 県民に対して社会教育指導者の資格取得についての広報・啓発を行い、指導者の確保に努めるとともに、社会教育に関する研修会の実施により、社会教育関係者の資質向上を図る必要がある。

ウ 県や市町村が連携し、社会教育関係事業に関係団体の参画を促すとともに、指導者研修の充実や関係団体等とのネットワークの構築により、社会教育関係団体との一層の連携に努める必要がある。

エ 県民が、自然・歴史・文化・芸術に親しめるよう、図書館・博物館・美術館等における機能の充実とサービスの向上に計画的に取り組む必要がある。また、県民の生涯学習をさらに推進するために、県の機関と市町村の機関相互の情報のネットワーク化を図る必要がある。

２ 生涯学習課における主な教育施策（平成２９年度）

(1) 「みんなで育てるみやざきっ子」推進事業（平成２８年度～）

少子化や核家族化、地域における地縁的なつながりの希薄化等により、地域社会や家庭における教育力の低下が指摘されており、学校、地域、家庭が相互に連携し、地域全体で子どもを育てていくことの必要性が一層高まっている。そこで、学校を核とした地域力強化のための体制整備やそれらの取組を担う人財育成を一体的に行うことで、子どもが伸びやかに育つ地域づくりを推進する。

① 地域全体で子どもの学びを支援するための体制整備

○ 地域住民等の参画による「学校支援地域本部事業」

○ 子どもの安心安全な居場所づくりを行う「放課後子供教室推進事業」

○「地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業」

② 子どもの学びの支援を円滑に行うための人財育成

○ 学校と地域との連携強化を図るための取組
県民総ぐるみ教育推進研修会、アシスト企業連絡会、
コーディネーター等研修会 等

○ 地域の教育力の向上を図るための取組
先進的取組の顕彰、実践研究交流会 等

(2) 「みやざき家庭教育サポートプログラム」普及事業（平成２８年度～）

家庭の教育力の低下が懸念されており、地域ぐるみで家庭教育を支える環境づくりが急務であることから、全県的な家庭教育支援の気運の醸成や人財育成など県民総ぐるみで家庭教育を支援する様々な取組を行うことにより、子どもが伸びやかに育つ環境の整備を進める。

① 全県的な家庭教育支援の気運の醸成

○ 家庭教育支援啓発リーフレット作成

・ 地域ぐるみによる家庭教育支援の啓発

・ 「みやざき家庭教育サポートプログラム」の概要紹介

②　「みやざき家庭教育サポートプログラム」の普及

○「みやざき家庭教育サポートプログラム」紹介ＤＶＤ作成

・　「みやざき家庭教育サポートプログラム」の概要紹介

・　「みやざき家庭教育サポートプログラム」を活用した講座の紹介

○「みやざき家庭教育サポートプログラム」を活用した講座へのトレーナー派遣

③　家庭教育を支える人財の養成

○　チーフトレーナースキルアップ研修会

～　講座の指導者となるチーフトレーナーのスキルアップ

○　トレーナー養成講座　～　講座の指導者の養成

(3) 改　**「日本一の読書県」を目指した総合推進事業**（平成２８年度～）

県立図書館や学校、家庭、地域等との連携による全県的な事業を展開し、子供から大人まで、生涯にわたって読書に親しむ環境づくりを推進することで、「日本一の読書県」を目指す。

①　啓発に関する事業

ア　読書活動推進に関する公募制による県民提案型モデル事業の実施

イ　県民への周知・啓発を図る講演会の開催

ウ　「子ども読書活動推進計画」を含む生涯読書活動推進計画の策定

エ　高校生ビブリオバトルの実施（本を紹介し合い、最も読みたい本を聴衆が選ぶ催し）

②　人財育成に関する事業

ア　県民ニーズに対応するためのサービス向上等資質向上研修の実施

イ　市町村立図書館及びへき地学校図書館等への運営助言（実地指導）のための講師派遣

③　環境整備に関する事業

ア　県立学校司書エリアコーディネーターの配置（６名）

イ　県民のニーズに即応した迅速な振図書流通システムの継続運用

ウ　図書館未設置自治体等への図書セット貸出

「平成２９年度生涯学習課主要施策・事業」

県民総ぐるみによる教育の推進　生涯を通じて学び、挑戦できる社会づくりの推進

生涯学習課

生涯学習推進体制の整備　・「宮崎県生涯学習審議会」・「宮崎県社会教育委員会議」・「社会教育関係団体」への支援等

★「みんなで育てる　みやざきっ子」推進事業　H28～

〈知の循環型社会〉

身につけた技能や学習の成果を教育に還元

地域人材の育成

・コーディネータ等指導者等研修会
・県民総ぐるみ教育推進研修会

★改「日本一の読書県」を目指した総合推進事業　H28～

生涯にわたって読書に親しむ環境づくりの推進

・啓発に関する事業
提案型モデル事業・ﾋﾞﾌﾞﾘｵﾊﾞﾄﾙ実施　等
・人財育成に関する事業
資質向上研修の実施　等
・環境整備に関する事業
県立学校司書ｴﾘｱｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀ配置 等

★「みやざき家庭教育サポートプログラム」普及事業　H28～

子どもがのびやかに育つ環境整備の推進

・全県的な家庭教育支援の気運の醸成
・「みやざき家庭教育サポートプログラム」の普及
・家庭教育を支える人財の養成

県民への広報・啓発

・テレビ番組
・ホームページ
・優れた教育支援に対する顕彰
・「子どものために」『わたしも一役』運動
・「みんなで育てる　みやざきっ子　ポイント5」の活用
・パネル展示　等

子どもの一日の生活

週末　家庭・地域

あいさつ見守り活動

下校

部活動支援

放課後

学校行事支援

職場体験・職業講話

安全な教育環境支援

学校

あいさつ見守り活動

登校

読み聞かせ

学習活動支援

環境整備支援

放課後子供教室推進事業

放課後等の子どもの安全・安心な居場所づくり

地域住民の支援

コーディネーター
教育活動推進員
教育活動サポーター
活動ボランティア

学校支援ボランティア

学校支援地域本部事業

地域ぐるみで学校運営を支援する体制整備（地域学校協働体制の構築）

コーディネーター
学校支援ボランティア

企業・NPO・市民団体等との協働

アシスト事業

企業等の力を生かした社会全体の教育力向上推進

・家庭や地域への支援拡充　・登録促進　・研修会

土曜日の教育支援体制等構築事業

土曜日における子どもの体験活動等の支援体制づくり

社会教育施設による教育活動

・青少年自然の家（自然体験活動、集団活動等）
・公立公民館・自治公民館（住民への学習支援 等）
・県立美術館の充実（旅する美術館（タビビ）等）
・県立図書館の充実（サービスアップ事業　等）

県生涯学習ホームページ「みやざき学び応援ネット」（県単）

HPによる生涯学習情報提供

３　県立図書館、県立美術館における主な事業概要

生涯学習課は、図書館と美術館の２館を所管している。

(1)　図書館

①　多様な学習機会の提供

県民の自主的な学習を支援するため、関係機関と連携して、健康や環境等に関する資料・情報の提供などを行うほか、文化講座など各世代のニーズに沿った各種講座や展示等を実施し、多様な学習機会の積極的な提供を行っている。

②　県民や地域の課題解決支援の強化

県民や地域の課題解決を積極的に支援するため、図書館のもつ機能と資源を有効に活用し、県行政機関等へのレファレンスサービスや県政の重点施策発信事業等の政策支援を行うほか、大学、民間企業など関係機関と連携したビジネス支援サービスなどの社会人支援を行っている。また、就労支援や子育て支援など喫緊の課題解決に役立つ資料の充実・活用を図っている。

③　市町村立図書館（室）及び学校等との連携・支援の強化

県立図書館と市町村立図書館（室）相互の連携を強化するとともに、特に中山間地域における図書館サービスの向上を図るために、市町村立図書館(室）が行う読み聞かせ団体の育成や、市町村立図書館(室）の職員研修支援を積極的に行っている。

④　郷土に関する情報収集・提供の強化

「宮崎の“昔と今”を学ぶ」をテーマとして、市町村立図書館等と役割分担をしながら、郷土資料の積極的な収集・整理・保存に努めている。また、関係機関と連携した郷土情報の発信事業、貴重資料等のデジタル化推進及びデジタルアーカイブの充実などを通じて、地域の情報拠点としての役割を強化している。

(2)　美術館

①　展示事業

国内外の高水準の芸術作品を鑑賞する機会としての特別展(年３回)の開催や、調査・研究成果を基本に、優れた収蔵作品を年間を通じて紹介するコレクション展（年４回)、および県美術展の開催等により県民に優れた作品の鑑賞機会や発表の場を計画的に提供し、本県美術の中核施設としての役割を果たしている。

②　教育普及事業

県民一般や子どもたちの美術に対する興味・関心を高め、技術の向上や創作意欲を喚起するために講座やワークショップを実施したり、地理的条件等により美術館を訪れる機会の少ない人たちのために移動ハイビジョン等を実施したりすることにより、本県美術水準の向上に努め、社会教育機関としての役割を果たしている。

③　資料整備事業

体系的、計画的な資料の収集を図っている。

④　管理・運営事業

各事業の効果的な運営管理を進めながら、サポーターとの協働及びコレクション展の無料化等により、一層の県民サービスの向上を図っている。